

杉並区選挙管理委員会告示第 1 号

杉並区選挙執行規程（平成 16 年 6 月 3 日選管告示第 11 号）の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 5 月 14 日

杉並区選挙管理委員会

杉並区選挙執行規程の一部を改正する規程

杉並区選挙執行規程（平成 16 年 6 月 3 日選管告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 113 条の見出しを「(選挙人等の出頭及び証言の請求)」に改め、同条中「第 212 条」を「第 212 条第 1 項」に、「様式は」を「様式は、」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 法第 212 条第 2 項の規定により読み替えて準用される民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 205 条第 2 項の規定により、電磁的方法により書面に記載すべき事項を提供しようとする選挙人等（以下「提供者」という。）は、次に掲げるいずれかの方法により当該事項を提供できるものとする。

- (1) 当該事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を委員会に郵送し、又は持参する方法
- (2) 当該事項を電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提供者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

第 43 号様式中「印鑑及び」を削り、「あて」を「宛」に改める。

第 44 号様式中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。